|  |
| --- |
| 令和６年度　指定障害福祉サービス事業者指導調書 |
| *（共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、外部サービス利用型共同生活援助）* |
| 事業所の名称 | 　 | 事業者(法人)の名称 | 　 |
|
| 事業所の所在地 | 　 | 法人代表者の職氏名 | 職名：　　　　　　　　氏名： |
|
| 連絡先ＴＥＬ | 　 | 管理者の氏名 | 氏名： |
| 連絡先ＦＡＸ | 　 | メールアドレス |  |
| 指定年月日（更新の場合は更新指定年月日） | 　　　年　　　月　　　日 | 事業所指定番号 | 　 |
| サービス提供種別 | □介護サービス包括型　　□日中サービス支援型　　□外部サービス利用型　　　　（☑を記入してください） |
| ※記入及び提出に関する注意事項 |
| 　　１．本調書には、特に指定されている場合を除き、運営指導実施日の属する月の前々月の状況を記入してください。 |
| 　　　　また、確認事項を自己点検の上、点検の状況等を自己点検欄に記入してください。 |
| 　　２．本調書と別添「指定障害福祉サービス事業所状況調査資料【共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）・外部サービス利用型共同生活援助】」を、運営指導実施日の１４日前までに１部提出してください。作成された書類は郵送若しくは持参にて提出をお願いします。 |
| 記入者　　　職名：　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　 記入年月日　　　　　　　　　　　 |

目　次

　　 第1 基本方針

第２　　　人員に関する基準

　　第３　　　設備に関する基準

　　第４　　　運営に関する基準

　　第５　　　変更の届出等

　　第６　　　介護給付費等の算定及び取扱い

根拠法令

○法　･････････････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第23号）

○サービス基準省令　･･･障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

○サービス基準条例　･･･松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年12月19日松江市条例第91号）

○報酬告示　･･･････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

第１　基本方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　基本方針 | （１）指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供しているか。（２）指定共同生活援助事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定共同生活援助の提供に努めているか。（３）指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。（４）指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行っているか。 |  | サービス基準省令第３条サービス基準条例第４条サービス基準省令第207条サービス基準条例第181条 |

| 第２　人員に関する基準 |
| --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　従業者の員　数(１)世話人［関係書類］勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。【介護サービス包括型】及び【外部サービス利用型】１　指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。※外部サービス利用型事業所経過措置　　　平成２６年４月１日に現に存する指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、当分の間、常勤換算方法で、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の数を10で除した数以上とする。【日中サービス支援型】２　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を５で除した数以上となっているか。 | １．　適　・　否○常勤換算後の員数（　　　　　　　人）２．　適　・　否○常勤換算後の員数（　　　　　　　人） | サービス基準省令第208条、第213条の4、第213条の14サービス基準条例第182条、第197条の4、第200条 |
| （２）生活支援員［関係書類］勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 【介護サービス包括型】及び【日中サービス支援型】１　指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。①　障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）（区分省令）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数②　区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数③　区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数④　区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2．5で除した数　（例）利用者を12人（区分６が２人区分５が４人、区分４が６人）とし、常勤の勤務時間を１週間40時間とした場合、当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する勤務時間の延べ数を、１週間の間に、　　・区分６：40時間×(２÷2.5)人＝32時間　　・区分５：40時間×(４÷４)人＝40時間　　・区分４：40時間×(６÷６)人＝40時間　　延べ合計112時間以上確保する必要がある。　※外部サービス利用型の場合適用されない。 | １．　適　・　否○常勤換算後の員数（　　　　　　　人） |
| （３）　サービス管理責任者［関係書類］勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 【共通】１　指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。①　利用者の数が30以下　1以上②　利用者の数が31以上　1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上。　 | 適　・　否 |
| （４）夜間支援従事者 | 【日中サービス支援型】共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜勤（宿直勤務を除く）を行う夜間支援従事者を１人以上配置しているか。 | 適　・　否配置員数：　　　人 |
| ２　利用者数の算定［関係書類］利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 【共通】利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 適　・　否前年度の平均利用者数（　　　　　　人） |
| ３　職務の専従［関係書類］従業者の勤務実態の分かる書類（実績表等） | 【共通】事業所の従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）　※サービス管理責任者と他の職務との兼務について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　サービス管理責任者については、当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。ただし、当該指定共同生活援助事業所における入居定員が20人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保すること。 | 適　・　否 |
| ４　管理者［関係書類］管理者の雇用形態が分かる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表管理者に必要な知識や経験があることが分かる書類（資格証、研修修了証 | 【共通】１　事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）２　管理者は、適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。　 | １．適　・　否①管理者の兼務の有無　：　　有　・　無　　②兼務有りの場合　　　兼務職種：　　　　　　　　　　　　　　２．　適　・　否 | サービス基準省令第209条、第213条の5（第9条準用）、第213条の15（第209条準用）サービス基準条例第183条、第197条の5（第183条準用）第201条（第183条準用） |

| 第３　設備に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　設備【関係書類】平面巣・設備・備品等一覧表【目視】 | １　指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるようになっているか ２　指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く。以下この②、④から⑥までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。３　共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫したものとなっているか。　　（例）車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。４　共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下となっているか。　ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員は2人以上20人（都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。５　既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、④の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）となっているか。６　共同生活住居は、１以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。７　ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。８　ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。ア　１の居室の定員は、１人とすること。　　　（ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。）イ　１の居室の面積は、収納設備等を除き、7．43平方メートル以上とすること。９　サテライト型住居の基準は、次のとおりとなっているか。ア 入居定員を１人とすること。イ　日常生活を営む上で必要な設備を設けること。ウ　居室の面積は、収納設備等を除き、7．43平方メートル以上とすること。 | １．　適　・　否　　２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否５．　適　・　否６．　適　・　否７．　適　・　否８．　適　・　否９．　適　・　否 | サービス基準省令第210条、第213条の6、第213条の16（第210条準用）サービス基準条例第184条第197条の6第202条（第184条準用） |
| （経過措置）　【関係書類】適宜必要と認める資料 | 　（１）平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日（施行日）において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う指定共同生活援助事業者は、第3の①の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。 |  | サービス基準省令附則第12条サービス基準条例附則第4条 |
| 　（２）指定共同生活援助事業者は、施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第3の⑦及び⑧の規定にかかわらず、平成18年厚生労働省令第58号（旧指定基準）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。 |  | サービス基準省令附則第18条サービス基準条例附則第5条 |
|  | 　（３）施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホ－ム（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業について、第3の規定を適用する場合においては、当分の間、第3の⑦中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、第3の⑧のイの規定は、旧精神障害者福祉ホーム(障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、適用しない。 |  | サービス基準省令附則第19条サービス基準条例附則第9条 |

| 第４　運営に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　内容及び手続きの説明及び同意［関係書類］重要事項説明書利用契約書その他利用者に交付した書面 | （１）指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。（２）指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | １．適　・　否①説明状況  　□ 全員に説明済み  　□ 一部未終了（未終了者　　　　人） 　□ 説明未済 　②重要事項説明書等への記載事項（運営規程の概要）　　□ 事業目的　　□ 運営方針　　□ 従業者職種・員数及び職務内容　　□ 入居定員　　□ サービスの内容並びに受領する費用の種類及びその額　　□ 入居に当たっての留意事項　　□ 緊急時の対応方法　　□ 非常災害対策　　□ 主たる対象とする障害の種類　　□ その他運営に関する重要事項　　□ 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地（外部サービス利用型のみ）　　　（その他の重要事項）　　□ 従業者の勤務体制　 □ 事故発生時の対応□ 苦情処理体制□ 提供するサービスの第三者評価の実施状況□ 共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容（外部サービス利用型のみ）２．　適　・　否　・　該当なし②書面交付状況　　□ 全員に交付済み　　□ 一部未交付（未交付者　　　　　人）　　□ 未交付②記載事項　　□ 経営者の名称　　□ 主たる事務所の所在地　　□ 提供するサービスの内容　　□ 利用者が支払うべき額に係る事項　　□ サービス提供開始年月日　　□ 苦情受付窓口 | サービス基準省令第213条（第9条準用）、第213条の11（第9条準用）、第213条の17サービス基準条例第197条（第10条準用）第197条の11（第10条準用）第203条 |
| ２　提供拒否の禁止 | １　指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく、指定共同生活援助の提供を拒んでいないか ※正当な理由に該当するもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合・利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合・主たる対象とする障害に該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な当該サービス指定を提供することが困難な場合・入院治療が必要な場合 | １．　適　・　否　・　該当なし［正当な理由により提供を拒否したことがある場合］その理由： | サービス基準省令第213条（第11条準用）、第213条の11（第11条準用）、第213条の22（第11条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第12条準用） |
| ３　受託居宅介護サービスの提供［関係書類］受託居宅介護事業者からの報告書 | 【外部サービス利用型事業所】１　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。　※「必要な措置」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　例えば、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、外部サービス利用型共同生活援助計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うこと。２　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第213条の18サービス基準条例第204条 |
| ４　連絡調整に対する協力［関係書類］適宜必要と認める資料 | 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 適　・　否　 | サービス基準省令第213条（第12条準用）、第213条の11（第12条準用）、第213条の22（第12条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第13条準用） |
| ５　受給資格の確認［関係書類］・受給者証の写し | 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。  | 適　・　否 | サービス基準省令第213条（第14条準用）、第213条の11（第14条準用）、第213条の22（第14条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第15条準用） |
| ６　訓練等給付費の支給の申請に係る援助［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。　２　指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第213条（第15条準用）、第213条の11（第15条準用）、第213条の22（第15条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第16条準用） |
| ７　心身の状況等の把握［関係書類］アセスメント記録ケース記録 | 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 　適　・　否　　個人別記録への記載状況：　有　・　無 | サービス基準省令第213条（第16条準用）、第213条の11（第16条準用）、第213条の22（第16条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第17条準用） |
| ８　指定障害福祉サービス事業者等との連携　　［関係書類］個別支援計画ケース記録 | １　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。　２　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | サービス基準省令第213条（第17条準用）、第213条の11（第17条準用）、第213条の22（第17条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第18条準用） |
| ９　サービスの提供の記録［関係書類］・サービス提供の記録 | １　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。　２　指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。 | １． 適　・　否記録すべき内容　　□ 提供日　　□ サービスの具体的内容 　 □ 実績時間数　　□ 利用者負担額　等２．　適　・　否 | サービス基準省令第213条（第53条の2準用）、第213条の11（第53条の2準用）、第213条の22（第53条の2準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第55条準用） |
| 10　入退居［関係書類］個人別記録個別支援計画サービス提供の記録アセスメント記録サービス担当者会議の記録ケース記録　他サービスとの連携状況が分かる書類（ケース記録、サービス提供の記録等） | １　指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。２　指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。３　指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行っているか。４　指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否 | サービス基準省令第210条の2、第213条の11（第210条の2準用）、第213条の22（第210条の2準用）サービス基準条例第185条、第197条の11、第208条（第185条準用） |
| 11　入退所の記録の記載等［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しているか。２　指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | サービス基準省令第210条の3、第213条の11（第210条の3準用）、第213条の22（第210条の3準用）サービス基準条例第186条、第197条の11、第208条（第186条準用） |
| 12　指定共同生活援助事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定共同生活援助事業者が、指定共同生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。(1)指定共同生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。(2)利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。２　（２）(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。（ただし、(１３)の１から３までに掲げる支払については、この限りでない。） | １。適　・　否徴収する費用(・ )(・ )(・ )　２。適　・　否．書面交付状況  □ 契約書  □ 同意書  □ 口頭同意のみ  □ その他（　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第213条（第20条準用）、第213条の11（第20条準用）、第213条の22（第20条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第21条準用） |
| 13 利用者負担額等の受領［関係書類］請求書領収書重要事項説明書 | １　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。２　指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。３　指定共同生活援助事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。　　①　食材料費　　②　家賃(障害者総合支援法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する同法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から同法第34条第2項において準用する同法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)　　③　光熱水費④　日用品費⑤　①から④のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの４　指定共同生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。５　指定共同生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第210条の4、第213条の11（第210条の4準用）、第213条の22（第210条の4準用）サービス基準条例第187条第197条の11、第208条（第187条準用） |
| 14　地域との連携　　　［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。２　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この項、第８の22及び第12の21において、「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。３　指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けているか。４　指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。５　２から４までに掲げる規定において、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には適用しない。【日中サービス支援型】６　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（協議会等）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び⑵に掲げる報告、要望、助言等の内容又は⑸に掲げる評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。７　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、６に掲げる協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　当該協議会等における報告等の記録は、５年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。 | １．適　・　否　２，適　・　否　３，適　・　否　４，適　・　否　５，適　・　否　６，適　・　否７，適　・　否 | サービス基準省令第210条の7　サービス基準条例第189条の2 |
| 15　利用者負担額に係る管理［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。２　指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・該当なし | サービス基準省令第213条（第170条の2準用）、第213条の11（第170条の2準用）、第213条の22（第170条の2準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第141条準用） |
| 16　訓練等付費の額に係る通知等［関係書類］通知の写しサービス提供証明書の写し | １　指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により市町村から指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。　２　指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。　 | １．適　・　否①通知状況　□ 全員に通知済み　□ 一部未通知（未通知人数　　　　　人）　□ 未通知　□ 該当なし　②利用者等への通知の控の有無　有　・　無２．適　・　否交付状況　□ 全員に交付済み　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　人）　□ 未通知　□ 該当なし | サービス基準省令第213条（第23条準用）、第213条の11（第23条準用）、第213条の22（第23条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第24条準用） |
| 17　共同生活援助の取扱方針［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助に係る個別支援計画（共同生活援助計画）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 ２　指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。３　指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。４　指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか５　指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否５．　適　・　否評価方法 　□ 自己点検  □ 内部に評価委員会を設置 　□ 第三者評価の実施 　□ 従業員等による検討会の設置 □　その他（　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第210条の5、第213条の11（第210条の5準用）、第213条の22（第210条の5準用）サービス基準条例第188条第197条の11、第208条（第188条準用） |
| 18　個別支援計画の作成等［関係書類］個別支援計画サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録アセスメントを実施したことが分かる記録アセスメントを実施したことが分かる記録面接記録個別支援計画の原案他サービスとの連携状況が分かる書類サービス担当者会議の記録利用者に交付した記録個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録モニタリング記録２から８に掲げる確認資料 | １　指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。２　サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。３　アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定ことに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。４　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。５　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。　この場合において、当該指定共同生活援助事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。６　サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。７　サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。８　サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しているか。９　サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的なアセスメントを含む。））を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画の変更を行っているか。。10　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に利用者に面接すること。②　定期的にモニタリングの結果を記録すること11　共同生活援助計画に変更のあった場合、(2)から(8)に準じて取り扱っているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否５．適　・　否個別支援計画記載事項　□　利用者及びその家族の生活に対する意向　□　総合的な支援の方針　□　生活全般の質を向上させるための課題　□　指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期　□　当該サービスを提供する上での留意事項等　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　）６．適　・　否会議の参加者　□　管理者　□　サービス管理責任者　□　担当職業指導員、生活指導員　□　市町村職員　□　相談支援専門員　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　）７．適　・　否説明・同意状況　□　全員説明、同意済み　□　一部未説明、同意（未説明、同意人数　　　　　人）　□　未説明、同意８．適　・　否①交付状況　　□ 全員交付済み　　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　　人）　　□ 未交付　②家族への説明方法　　□ 家庭訪問　　□ 電 話　　□ 資料郵送のみ　　□ その他（ 　　　　　　　　）９．適　・　否計画見直しの頻度：　　　　ヵ月に１回10．適　・　否利用者との面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回　　利用者の家族との連絡、面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回11．　適　・　否 | サービス基準省令第213条（第58条準用）、第213条の11（第58条準用）、第213条の22（第58条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第60条準用） |
| 19　サービス管理責任者の責務［関係書類］個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録サービス提供の記録指定生活介護事業所等との連絡調整した記録他の従業者に指導及び助言した記録適宜必要と認める資料 | 　（１）サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。１　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。２　利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。３　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。４　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。（２）サービス管理者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるように努めているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．適　・　否技術適指導及び助言の方法　□　現場にて指導、助言　□　定例的な実習の開催（　　　ヵ月に１回）　□　定期的に従業者との面接を実施（　　　　ヵ月に１回）　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）適　・　否 | サービス基準省令第210条の6、第213条の11（第210条の6準用）、第213条の22（第210条の6準用）サービス基準条例第189条第197条の11、第208条（第189条準用） |
| 20　相談及び援　　助［関係書類］適宜必要と認める資料 | 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 適　・　否 | サービス基準省令第213条（第60条準用）、第213条の11（第60条準用）、第213条の22（第60条準用）サービス基準条例第197条（第62条準用） |
| 21　実施主体［関係書類］適宜必要と認める資料 | 【日中サービス支援型】　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該サービスと同時に、指定短期入所（併設事業所又は単独型事業所に係るものに限る。）を行っているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の入居定員のほか、地域で生活する障害者の緊急一時的な支援等に応じるため、指定短期入所（空床型を除く。以下この①において同じ。）を行うこととしたものである。２　指定短期入所を行うに当たっては、原則として当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所と併設又は同一敷地内において行うものとし、併設の場合にあっては、指定短期入所の従業者が、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の夜間支援従事者を兼ねても差し支えないものとする。また、指定短期入所の利用定員は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の入居定員の合計が20 人又はその端数を増すごとに１人以上５人以下とすること。 | 適　・　否 | サービス基準省令第213条の7サービス基準条例第197条の7 |
| 22　介護及び家事等［関係書類］個別支援計画サービス提供の記録業務日誌等勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表従業者名簿雇用契約書個別支援計画サービス提供の記録 | １　介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　サービスの提供に当たって、利用者の状態に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように指定共同生活介護を提供し又は必要な支援を行うものとする。　また、サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分に配慮しなければならない。２　調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者が従業者と調理や洗濯、掃除、買物、レクリエーション、行事等を共同で行うことにより、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにしなければならない。３　指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせていないか。　　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　指定共同生活援助は、当該指定共同生活援助事業所の従業者でない、いわゆる付添者による介護や居宅介護等の他の障害福祉サービスによる介護を、利用者の負担によって利用させることはできないものである。ただし、事業者の負担により、居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。２　指定重度障害者等包括支援として提供される指定共同生活援助については、この限りではない。【日中サービス支援型】４　常時１人以上の従業者を介護又家事等に従事させているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同生活住居ごとに、１日を通じて１人以上の世話人又は生活支援員を配置しなければならない。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否 | サービス基準省令第211条、第213条の8、第213条の22（第211条準用）サービス基準条例第190条第197条の8第208条（第190条準用） |
| 23　受託居宅介護サービス事業者への委託［関係書類］適宜必要と認める資料 | 　【外部サービス利用型事業所のみ記入】１　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行っているか。２　受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者となっているか。３　受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護となっているか。４　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、（1）に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。５　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。６　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否５．　適　・　否６．　適　・　否 | サービス基準省令第213条の20サービス基準条例第206条 |
| 24　社会生活上の便宜の供与等［関係書類］適宜必要と認める資料 | 【介護サービス包括型】、【外部サービス利用型】１　指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者は、利用者が充実した日常生活が営めるよう、利用者の就労先や利用する他の日中活動サービス等との連絡調整や、余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。２　指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得るものとする。３　指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者は、、利用者の家族に対し、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならない。【日中サービス支援型】４　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行っているか。５　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めているか。６　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。７　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | １．　適　・　否1. 適　・　否
2. 適　・　否
3. 適　・　否
4. 適　・　否
5. 適　・　否

７．適　・　否 | サービス基準省令第211条の2、第213条の9、第213条の22（第211条の2準用）サービス基準条例第191条第197条の9第208条（第191条の2準用） |
| 25　緊急時の対　　応［関係書類］緊急時対応マニュアルケース記録事故等の対応記録 | 　従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第213条（第28条準用）、第213条の11（第28条準用）、第213条の22（第28条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第29条準用） |
| 26　支給決定障害者に関する市町村への通知［関係書類］適宜必要と認める資料 | 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。　ア　正当な理由なしに指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。イ　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。 | 　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第213条（第88条準用）、第213条の11（第88条準用）、第213条の22（第88条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第90条準用） |
| 27　管理者の責　　務［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。２　指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第16章（第5節及び第6節を除く。）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否指揮命令の伝達方法　□　朝礼　□　定例会議　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第213条（第66条準用）、第213条の11（第66条準用）、第213条の22（第66条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第68条準用） |
| 28　運営規程［関係書類］・運営規程 | 　事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。１　事業の目的及び運営の方針２　従業者の職種、員数及び職務の内容３　入居定員４　指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額５　入居に当たっての留意事項６　緊急時等における対応方法７　非常災害対策８　事業の主たる対象とする当該障害の種類（定めた場合のみ）９　虐待の防止のための措置に関する事項10　その他運営に関する重要事項11　受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地（外部サービス利用型のみ）* 指定申請時以降に、変更されている場合は、市に変更届の提出が必要。

※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【入居定員（第３号）】ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員及び事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数。運営規程に定めておかなければならない。　【指定共同生活援助の内容（第４号）】利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事等の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいう。体験利用を提供する際には、その旨明記すること。【その他運営に関する重要事項（第10 号）】障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29 年厚生労働省告示第116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29 年7 月7 日付け障障発第0707 第1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の２の（１）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。 | 適　・　否記載状況　□　事業の目的及び運営の方針　□　従業者の職種、員数及び職務の内容　□　入居定員　□　指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額　□　入居に当たっての留意事項　□　緊急時等における対応方法　□　非常災害対策　□　事業の主たる対象とする当該障害の種類（定めた場合のみ）　□　虐待の防止のための措置に関する事項　□　その他運営に関する重要事項　□　受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地（外部サービス利用型のみ）　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第211条の3、第213条の11（第211条の3準用）、第213条の19サービス基準条例第192条第197条の11第208条（第192条準用） |
| 29　勤務体制の確保等［関係書類］・勤務表・雇用契約書・就業規則・タイムカード・出勤簿・給与台帳・研修の復命書・就業環境が害されることを防止するための方針 | 【共通】１　指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。【共通】２　１の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。【共同生活援助】　【日中サービス支援型】３　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しているか。（ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合はこの限りではない。【共同生活援助】　【日中サービス支援型】４　指定共同生活援助事業者は、(3)ただし書により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ア　事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、、生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という。）に委託することができる。この場合において、受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託することは認められないが、警備等の指定共同生活援助に含まれない業務については適用されない。　イ　当該委託を行う指定共同生活援助事業者は、その業務の実施状況の確認、記録を行うため、当該委託に係る契約を締結するに当たって、次に掲げる事項を文書により取り決め、イ（Ⅰ）及び（Ⅲ）の確認の結果を記録しなければならない。　　①　委託に係る業務の範囲　　②　委託業務の実施に当たり遵守すべき条件　　　（Ⅰ）受託者の従業者により、当該委託業務が運営基準に従って、適切に行われていることを受託者が定期的に確認する旨　　　（Ⅱ）委託者が当該委託業務に関し、受託者に対し、指示を行い得る旨。(当該指示は、文書による。)　　　（Ⅲ）委託者が当該委託業務に関し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう（Ⅱ）の指示を行った場合、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨　　　（Ⅳ）当該委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合の責任の所在　　　（Ⅴ）その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項【外部サービス利用型】５　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。【共通】６　指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。【共通】７　指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりである。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。ア　事業者が講ずべき措置の具体的内容事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、パワーハラスメント指針において規定されているとおりであるが、特に以下の内容に留意する。ａ 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。ｂ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための指定共同生活援助事業者の方針の明確化等の措置義務については、令和４年４月１日から義務となっており、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じること。イ 事業者が講じることが望ましい取組パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否５．適　・　否　・　該当なし６．適　・　否　・　1. 適　・　否　・　該当なし
 | サービス基準省令第212条、第213条の11（第212条準用）、第213条の21サービス基準条例第193条第197条の11（第193条準用）第207条 |
| 30　業務継続計画の策定等［関係書類］業務継続計画研修及び訓練を実施したことが分かる書類業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 |  【令和6年4月1日より義務化】※令和６年３月31日までは努力義務１　指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。２　指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。３　指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定共同生活援助事業の提供を受けられるよう、指定共同生活援助事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定するとともに、当該計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。２　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。３　研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。４　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。ア 感染症に係る業務継続計画ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ 初動対応ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ 他施設及び地域との連携５　従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。　なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。６　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　３．　適　・　否　 | サービス基準省令第213条（第33条の2準用）、第213条の11（第33条の2準用）、第213条の22（第33条の2準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（34条の2準用） |
| 31　支援体制の確保［関係書類］適宜必要と認める資料 | 　指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。 | 適　・　否 | サービス基準省令第212条の2、第213条の11（第212条の2準用）、第213条の22（第212条の2準用）サービス基準条例第194条第197条の11、第208条（第194条準用） |
| 32　定員の遵守［関係書類］運営規程利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。） | 適　・　否 | サービス基準省令第212条の3、第213条の11（第212条の3準用）、第213条の22（第212条の3準用）サービス基準条例第195条第197条の11、第208条（第195条準用） |
| 33　非常災害対　　策［関係書類］非常火災時対応マニュアル（対応計画）運営規程通報・連絡体制消防用設備点検の記録避難訓練の記録消防署への届出地域住民が訓練に参加していることが分かる書類 | １　指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。２　指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。３　指定共同生活援助事業者は、（２）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | １．　適　・　否２．適　・　否避難訓練：年　　　回　□　火災　□　地震　□　その他（　　　　　　　　　）３．　適　・　否 | サービス基準省令第213条（第70条準用）、第213条の11（第70条準用）、第213条の22（第70条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第72条準用） |
| 34　衛生管理等［関係書類］衛生管理に関する書類委員会議事録感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | １　指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者は、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるほか次の点に留意する。ア　指定共同生活援助事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。イ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。ウ　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。【令和６年４月１日から義務化】２　指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。1. 当該指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。
2. 指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。
3. 指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。

※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　「感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置」については、具体的には次のアからエまでの取扱いとする。ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定療養介護事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。また、指定療養介護事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、指定療養介護事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における指定療養介護事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。ウ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定療養介護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定療養介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定療養介護事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定居宅介護事業所の実態に応じ行うこと。エ　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定療養介護事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | １．　適　・　否２．適　・　否措置の内容□感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び従業者への周知□感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備□従業者に対する、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施 | サービス基準省令第213条（第90条準用）、第213条の11（第90条準用）、第213条の22（第90条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第92条準用） |
| 35　協力医療機　　関［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　協力医療機関及び協力歯科医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。２　指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。３　指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症または同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。４　指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。 | １．適　・　否協力医療機関名（　　　　　　　　　　　　　　）２．　適　・　否○協力歯科医療機関名（　　　　　　　　　　　　　　）３．　適　・　否４．　適　・　否 | サービス基準省令第212条の4、第213条の11（第212条の4準用）、第213条の22（第212条の4準用）サービス基準条例第196条第197条の11、第208条（第196条準用） |
| 36　掲示［関係書類］事業省の掲示物又は備え付け閲覧物 | 　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定共同生活援助事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定共同生活援助事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　事業所の見やすい場所　･･･　重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所２　従業者の勤務体制　･･･　職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない。　３　重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。 | 適　・　否掲示状況　□　運営規程の概要　□　従業者の勤務体制　□　事故発生時の対応□　苦情処理の体制□　提供するサービスの第三者評価の実施状況□　協力医療機関、協力歯科医療機関　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第213条（第92条準用）、第213条の11（第92条準用）、第213条の22（第92条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第94条準用） |
| 37　身体拘束等の禁止［関係書類］個別支援計画身体拘束等に関する書類身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）委員会議事録身体拘束等の適正化のための指針研修を実施したことが分かる書類 | １　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。２　指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。３ 指定共同生活援助事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（身体拘束適正化検討委員会）（１）事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要。（２）身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。（３）身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。（４）事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。（５）身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。イ　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。ウ　身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。カ　適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。２　「身体拘束等の適正化のための指針」指針には次のような項目を盛り込む。ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針３　従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修（１）身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定居宅介護事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図る。（２）職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。（３）研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 | １．適　・　否身体拘束の有無：　有　：　無２．適　・　否記録状況　□　態様及び時間　□　その際の利用者の心身の状況　□　やむを得ない理由　□　その他（　　　　　　　　　　　）３．適　・　否措置の状況□　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催及びその結果についての従業者への周知　□　身体拘束等の適正化のための指針の整備□　従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の実施 | サービス基準省令第213条（第35条の2準用）、第213条の11（第35条の2準用）、第213条の22（第35条の2準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第36条の2準用） |
| 38　秘密保持等［関係書類］従業者及び管理者の秘密保持誓約書その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）個人情報同意書 | １　指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。　２　指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。　※具体的には、従業者が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約等に取り決めるなどの措置を講じること。３　指定共同生活援助事業者は、他の指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | １．　適　・　否２．適　・　否措置方法　□ 雇用契約書　□ 誓約書　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）３．適　・　否同意文書の状況 □ 契約書  □ 重要事項説明書に添付 □ 同意書  □ 口頭同意のみ  □ その他（　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第213条（第36条準用）、第213条の11（第36条準用）、第213条の22（第36条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第37条準用） |
| 39　情報の提供　　等［関係書類］情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）事業者のＨＰ画面・パンフレット | １　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。。　２　指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。 | １．適　・　否情報提供方法□ 情報公表システム　□ ホームページの作成　□ 広告の作成　□ その他（　　　　　　　　　　　　）２．　適　・　否 | サービス基準省令第213条（第37条準用）、第213条の11（第37条準用）、第213条の22（第37条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第38条準用） |
| 40　利益供与等の禁止［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。。２　指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | サービス基準省令第213条（第38条準用）、第213条の11（第38条準用）、第213条の22（第38条準用）サービス基準条例第197条（第39条準用） |
| 41　苦情解決［関係書類］苦情受付簿重要事項説明書契約書事業所の掲示物苦情者への対応記録苦情対応マニュアル市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類都道府県等への報告書運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 | １　指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。　２　指定共同生活援助事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。３　指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。４　指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。５　指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。６　指定共同生活援助事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、３から５までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。７　指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | １．適　・　否措置状況　□ 相談窓口の設置　□ 説明文書の交付□ 事業所内の掲示□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ※苦情処理の体制　○苦情解決責任者　　　　　　　　　　　　　　　○苦情受付担当者　　　　　　　　　　　　　　○第三者委員の設置：人数　　　　　　人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職業・役職等　　　　　　　　　　　２．適　・　否苦情受付状況　○苦情受付件数（前年度）　　　件（今年度）　　　　件　○記録作成：　有　・　無　○解決結果の公表：　有　・　無　○公表方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし６．　適　・　否　・　該当なし７．　適　・　否　・　該当なし　 | サービス基準省令第213条（第39条準用）、第213条の11（第39条準用）、第213条の22（第39条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第40条準用） |
| 42　事故発生時の対応［関係書類］事故対応マニュアル都道府県、市町村、家族等への報告記録事故の対応記録ヒヤリハットの記録再発防止の検討記録損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） | １　指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。　　２　指定共同生活援助事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。３　指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。２　このほか、次の点に留意する。(1)利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。(2)事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。(3)事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。(4)賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 | １．適　・　否発生状況事例：（前年度）　　　　件（今年度）　　　　　　件□ AEDの設置□ 救命講習等の受講　２．　適　・　否　・　該当なし３．適　・　否損害賠償保険への加入：　有　・　無 | サービス基準省令第213条（第40条準用）、第213条の11（第40条準用）、第213条の22（第40条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第41条準用） |
| 43　虐待の防止［関係書類］委員会議事録研修を実施したことが分かる書類担当者を配置していることが分かる書類 | １　指定共同生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。（１）当該指定共同生活援助事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。（２）当該指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。（３）（１）及び（２）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。　　　　　　　（※虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること。）※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　虐待防止委員会の役割（１） 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための施計画づくり、指針の作成）（２）虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）（３）虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。２　事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針オ 虐待発生時の対応に関する基本方針カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針３　従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である、なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。４　虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。 | １　適　・　否措置の状況□虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及びその結果についての従業者への周知□虐待の防止のための研修の実施□措置を適切に実施するための担当者の配置　（担当者名：　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第213条（第40条の2準用）、第213条の11（第40条の2準用）、第213条の22（第40条の2準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第41条の2準用） |
| 44　会計の区分［関係書類］収支予算書・決算書等の会計書類 | 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。　 | 適　・　否 | サービス基準省令第213条（第41条準用）、第213条の11（第41条準用）、第213条の22（第41条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第42条準用） |
| 45　記録の整備［関係書類］①から⑥までの書類 | １　指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。２　指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存しているか。①　共同生活援助計画②　サービスの提供の記録③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | １．文書による整備状況適　・　否　□　従業者に関する記録　□　設備、備品に関する記録　□　会計に関する記録２及び３．整備状況（保存期間）　□個別支援計画（　　年）　□サービス提供の記録（　　年）□支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録（　　年）　□身体拘束等の記録（　　年）　□苦情の内容等の記録（　　年）　□事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録（　　年） | サービス基準省令第213条（第75条準用）、第213条の11（第75条準用）、第213条の22（第75条準用）サービス基準条例第197条、第197条の11、第208条（第77条準用） |
| 46 電磁的記録等【関係書類】電磁的記録簿冊適宜必要と認める書類 | １　指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は４の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び２に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。２　指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第224条サービス基準条例第216条 |

| 第５　変更の届出等 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
|  | １　指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定共同生活援助の事業又は当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。２　指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助の事業又は当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 | １．　適　 ・　 否　・　該当なし変更届事項□　事業所の名称及び所在地□　申請者の名称、主たる事務所の所在地、その代表者の氏名、生年月日、住所及び職名□　登記事項証明書、条例等□　事業所の平面図及び設備の概要□　事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴□　運営規程□　協力医療機関の名称、診療科名、協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関との契約の内容を含む）□　当該事業に係る介護給付費又は訓練等給付費の請求に係る事項　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　２．　適　 ・　 否　・　該当なし | 法第46条施行規則第34条の23 |

| 第６　介護給付費等の算定及び取扱い |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 共通事項［関係書類］体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | １　指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。（ただし、その額が現に当該指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要した費用の額となっているか。）２　端数処理１の規定により、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。３　障害福祉サービス種類相互の算定関係特別な事情がある場合を除き、利用者が他の障害福祉サービスを受けている間に、当該サービス費を算定していないか。※介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない。例えば、日中活動サービス（生活介護、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護の所定単位数は算定できない。　　　また、日中活動サービスの報酬については、１日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。４　減算の取扱サービス費の算定に当たっては、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じているか　（１）人員欠如の場合　ア　**生活支援員**、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び**世話人**の欠如について□減算が適用される月から３月未満の月については、所定単位数の100 分の70 とする。□減算が適用される月から連続して３月以上の月については、所定単位数の100 分の50 とする。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。２　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。　　また、人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。イ　サービス管理責任者の人員欠如について　□減算が適用される月から５月未満の月については、所定単位数の100 分の70 。□減算が適用される月から連続して５月以上の月については、所定単位数の100 分の50。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。２　その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（２）個別支援計画が作成されていない場合□作成されていない期間が3月未満の場合　　　　　　所定単位数の100分の70□作成されていない期間が3月以上の場合　　　　　　所定単位数の100分の50　　※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　個別支援計画の作成が適切に行われていない場合には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算ア　サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。イ　個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。（３）情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合（令和６年４月１日から適用）　　□　利用者全員について、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　当該減算については、法第76 条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。（４）業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合（令和６年４月１日から適用）　　□　利用者全員について、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　当該減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。　　　　【経過措置】　　　 令和７年３月31 日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。（５）身体拘束等の取組が適切に行われていない場合（令和６年４月１日から適用）□　利用者全員について、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。以下のいずれかに該当する場合減算となる。1. やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに

緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合1. 身体拘束等の適正化のための委員会を定期的（１年に１回以上）に開催していない場合
2. 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
3. 身体拘束等の適正化のための研修を定期的（１年に１回以上）に実施していない場合

（６）虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合□　利用者全員について、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。以下のいずれかの取組が適切に行われていない場合減算となる。□　虐待防止委員会の開催及びその結果についての従業者への周知□　虐待の防止のための研修の実施□　措置を適切に実施するための担当者の配置（７）大規模住居に該当する場合　　　　①共同生活援助の場合　　　　　ア 共同生活住居の入居定員が8人以上21人未満　　　　　　　　　100分の95　　　　　イ 共同生活住居の入居定員が21人以上 　　　　　　　　　　　 100分の93ウ　一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（サテライト型住宅を含む）の合計数が21人以上　　　　　　　　　100分の95　　※「一体的な運営が行われている共同生活住居」とは、同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていない共同生活住居をいう。②日中サービス支援型指定共同生活援助の場合ア 共同生活住居の入居定員が21人以上　　　　　　　　　　　　　100分の93イ　一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（サテライト型住宅を含む）の合計数が21人以上　　　　　　　　　100分の95③外部サービス利用型共同生活援助の場合　　　　　ア 共同生活住居の入居定員が8人以上21人未満　　　　　　　　　100分の90　　　　　イ 共同生活住居の入居定員が21人以上　　　　　　　　　　　　　100分の87（８）複数の減算事由に該当する場合の取扱い　　　　複数の減算事由に該当する場合は、原則として、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して減算を行うこと。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４－（１）．　適　・　否　・　該当なし４－（２）．　適　・　否　・　該当なし４－（３）．　適　・　否　・　該当なし４－（４）．　適　・　否　・　該当なし４－（５）．　適　・　否　・　該当なし４－（６）．　適　・　否　・　該当なし４－（７）．　適　・　否　・　該当なし４－（８）．　適　・　否　・　該当なし | 報酬告示第一報酬告示第二 |
| １－１共同生活援助サービス費【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | １　共同生活援助サービス費（Ⅰ）については、障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）(3)において同じ。）（(3)に規定する障害者を除く。）に対し、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。　２　令和9年3月31日までの間、指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、(1)にかかわらず、次に掲げる単位数を算定しているか。ただし、これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。３　共同生活援助サービス費（Ⅱ）については、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。　　　４　利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（(2)の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（(2)の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、共同生活援助サービス費を算定していないか。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況　共同生活援助サービス費（Ⅰ）　□　区分６ 【　600単位】　□　区分５　　　　【　456単位】　□　区分４　　 　【　372単位】　□　区分３ 　【　297単位】　□　区分２　　　　【　188単位】　□　区分１以下　　【　171単位】適　・　否　・　該当なし算定状況* 区分6 【 369単位】
* 区分5 【 306単位】
* 区分4 【 270単位】

適　・　否　・　該当なし算定状況　共同生活援助サービス費（Ⅱ）□　区分６ 　　　【　717単位】　□　区分５　　　　【　569単位】　□　区分４　　 　【　481単位】　□　区分３ 　 【　410単位】　□　区分２　　　　【　290単位】　□　区分１以下　 【　273単位】適　・　否　・　該当なし | 報酬告示別表第15の1 |
| ７ | １　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（１）については、障害者（身体障碍者にあっては、６５歳見満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。（5）において同じ。）（(5)に規定する障害者を除く。）に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。２　日中を共同生活住居（第5の(4)に規定する共同生活住居をいう。)以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次のアからカまでの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定しているか。ただし、(4)に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。ア　区分6 765単位イ　区分5 627単位ウ　区分4 539単位エ　区分3 407単位オ　区分2 270単位カ　区分1以下 253単位３　令和9年3月31日までの間、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次のアからウまでの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定しているか。また、これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。ア　区分6 565単位イ　区分5 505単位ウ　区分4 467単位４　令和9年3月31日までの間、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次のアからウまでの場合に応じ、それぞれ1日につき、次に掲げる単位数を算定しているか。また、これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。ア　区分6 454単位イ　区分5 394単位ウ　区分4 356単位５　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ）については、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。６　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合は、所定単位数に代えて、次の①から⑥までの場合に応じ、年50日以内に限り、それぞれ１日につき次に掲げる所定単位数を算定 しているか。①　区分6　　 　 929単位②　区分5 787単位③　区分4 695単位④　区分3 546単位⑤　区分2 408単位⑥　区分1以下 389単位７　利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（(3)及び(4)の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（(3)及び(4)の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定していないか。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）□　区分６ 　　　【　997単位】　□　区分５　　　　【　860単位】　□　区分４　　 　【　771単位】　□　区分３ 　【　524単位】適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし算定状況日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ）体験利用□　区分６ 　　　【 1,168単位】　□　区分５　　　　【 1,028単位】　□　区分４　　 　【　 938単位】　□　区分３ 　【 　672単位】適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし | 報酬告示別表第15の1の2 |
| １－３外部サービス利用型共同生活援助サービス費【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | （１）外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）については、障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）(2)及び(3)において同じ。）（(3)に規定する障害者を除く。）に対し、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を６で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。（２）外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）については、障害者（(3)に規定する障害者を除く。）に対し、(1)に規定するもの以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（平成25年厚生労働省令第124号「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」の附則第4条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。）において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。（３）外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）については、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、基本サービス（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。※外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）についての留意事項　　　　　　　　　　　　１　入所施設に入所若しくは精神科病棟等に入院している者又は家族等と同居している者等であって、共同生活住宅への入居を希望している者が、体験的な入居を行うに当たって、継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項等を共同生活援助計画に位置づけて、体験的な入居を行う場合に算定できるものであること。２　施設入所者の体験的な入居については、施設入所支援等の外泊に位置づけられるものとし、入院・外泊時加算等の算定が可能なものであるが、共同生活住居の入居日及び退居日は、施設入所支援サービス費等を合わせて算定することが可能。ただし、共同生活住居が同一敷地内にある場合は、共同生活住居の入居日は共同生活援助サービス費を算定し、共同生活住居の退居日は施設入所支援サービス費等を算定する。３　共同生活援助サービス費（Ⅱ）を算定している場合、自立生活支援加算は算定しない。また、病院又は入所施設に入院・入所している者が体験的な入居中に入院した場合、入院中の支援は元の病院又は入所施設が行うものであることから、入院時支援特別加算及び長期入院時支援特別加算は算定しない。また、入院又は入所している者については、帰宅時支援加算及び長期帰宅時支援加算は算定しない。（４）利用者が外部サービス利用型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していないか。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況　□　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）【　171単位】　□　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）【　115単位】　□　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）【　273単位】適　・　否　・　該当なし | 報酬告示別表第15の1の2の2 |
| ２　退居後共同生活援助サービス費　　　　　【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 退居後共同生活援助サービス費については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のイに定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所の従業者が、当該指定共同生活援助事業所を退居した利用者（入居中に当該利用者に対する支援について２のイの自立生活支援加算(Ⅰ)又はハの自立生活支援加算(Ⅲ)を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して指定共同生活援助を行った場合に、当該退居の日の属する月から３月以内の期間に限り、１月につき所定単位数を算定しているか。ただし、３月を超えて引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から６月以内の期間に限り、１月につき所定単位数を算定できるものとしているか。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況退居後共同生活援助サービス費　【 2,000単位】 | 報酬告示別表第15の1の2 |
| ３　退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十八のイに定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所の従業者が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を退居した利用者（入居中に当該利用者に対する支援について２のイの自立生活支援加算(Ⅰ)又はハの自立生活支援加算(Ⅲ)が算定されていた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、当該退居の日の属する月から３月以内の期間に限り、１月につき所定単位数を算定しているか。ただし、３月を超えて引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から６月以内の期間に限り、１月につき所定単位数を算定できるものとしているか。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況□ 退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費【 2,000単位】 | 報酬告示別表第15の1の2 |
| ４　受託居宅介護サービス費【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者（区分2以上に該当する利用者に限る。）に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　所要時間15分未満の場合 　　 　 　　 【 96単位】　□　所要時間15分以上30分未満の場合　　　　 【　194単位】　□　所要時間30分以上1時間未満の場合 【263単位に15分増すごとに＋87単位】　□　所要時間が1時間30分以上の場合【564単位に15分増すごとに＋37単位】 | 報酬告示別表第15の1の3 |
| ５　人員配置体制加算　　　　【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | （１）人員配置体制加算（Ⅰ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十五のロの(1)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合（一時的に体験的な利用が必要と認められる障害者に対して行う場合を除く。以下この１の３の２において同じ。）に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。（２）人員配置体制加算（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のロの(2)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（１）を算定している場合は、算定しない。（３）人員配置体制加算（Ⅲ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のロの(1)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、令和９年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、（１）又は（２）を算定している場合は、算定しない。（４）人員配置体制加算（Ⅳ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のロの(2)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、令和９年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、（１）から（３）までを算定している場合は、算定しない。（５）人員配置体制加算（Ⅴ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(1)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。（６）人員配置体制加算（Ⅵ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(2)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（５）を算定している場合は、算定しない。（７）人員配置体制加算（Ⅶ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(1)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（５）又は（６）を算定している場合は、算定しない。（８）人員配置体制加算（Ⅷ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(2)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（５）から（７）までを算定している場合は、算定しない。（９）人員配置体制加算（Ⅸ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(1)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和９年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、（５）から（８）までを算定している場合は、算定しない。（10）人員配置体制加算（Ⅹ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(2)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和９年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、（５）から（９）までを算定している場合は、算定しない。（11）人員配置体制加算（Ⅺ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(1)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和９年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、（５）から（10）までを算定している場合は、算定しない。（12）人員配置体制加算（Ⅻ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十七のイの(2)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和９年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、（５）から（11）までを算定している場合は、算定しない。（13）人員配置体制加算（XⅢ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十八のロの(1)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。（14）人員配置体制加算（XⅣ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十八のロの(2)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（13）を算定している場合は、算定しない。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況* 人員配置体制加算(Ⅰ)

⑴ 区分４以上 　　　　　【　 83単位】⑵ 区分３以下 　　　　　【 　77単位】* 人員配置体制加算(Ⅱ)

⑴ 区分４以上 　　　　　【　 33単位】⑵ 区分３以下 　　　　　【　 31単位】* 人員配置体制加算(Ⅲ)

【　 84単位】* 人員配置体制加算(Ⅳ)

【 　33単位】* 人員配置体制加算(Ⅴ)

⑴ 区分４以上 　　　　【　138単位】⑵ 区分３　　 　　　　【　121単位】* 人員配置体制加算(Ⅵ)

⑴ 区分４以上　　　　【 　53単位】⑵ 区分３ 　　　　　　【　 45単位】* 人員配置体制加算(Ⅶ)

⑴ 区分４以上 　　　　【　131単位】⑵ 区分３以下 　　　　【　112単位】* 人員配置体制加算(Ⅷ)

⑴ 区分４以上　　　　 【 　50単位】⑵ 区分３以下 　　 【　 42単位】* 人員配置体制加算(Ⅸ)　 【　134単位】
* 人員配置体制加算(Ⅹ)　 【　 50単位】
* 人員配置体制加算(Ⅺ) 　【　128単位】
* 人員配置体制加算(Ⅻ)　　 【　 49単位】
* 人員配置体制加算(XⅢ)　　【 　73単位】
* 人員配置体制加算(XⅣ) 　　【　 28単位】
 | 報酬告示別表第15の1の3の2 |
| ６　福祉専門職員配置等加算【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　（１）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、世話人又は生活支援員（世話人等）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定共同生活援助事業所等）において、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助等）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（２）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。（３）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（2）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。①　世話人等とし配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。②　世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【10単位】　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【 7単位】　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 4単位】 | 報酬告示別表第15の1の4 |
| ７　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　　　【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | （１）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）については、視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。⑵について同じ。）が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1、第6の1又は第10の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で当該指定共同生活援助等の、利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（２）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）については、視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1、第6の1又は第10の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で当該指定共同生活援助等の、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１「視覚障害者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害者　(2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害者　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害者２　「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者である。ア 視覚障害点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者イ 聴覚障害又は言語機能障害手話通訳等を行うことができる者 ３　「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者」については、当該利用者１人で２人分の視覚障害者等として数えて算定要件（全利用者の100分の30が視覚障害者等）に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の知的障害は「重度」である必要はない。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況* 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）【　51単位】
* 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）【　41単位】
 | 報酬告示別表第15の1の4の2 |
| ８　看護職員配置加算【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。　　※人員配置上の留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　複数の共同生活住居を有する指定共同生活援助事業所等においては、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、常勤換算方法により、看護職員の員数が１以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上であること。　※支援上の留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀痰吸引等に係る指導及び医療機関との連絡調整等を行える体制を整備し、当該事業所の利用者の状況に応じて、以下の支援を行うこと。　　ア 利用者に対する日常的な健康管理　　イ 医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等　　ウ 定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援　　エ 看護職員による常時の連絡体制の確保　　オ 重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意　　※算定上の留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　当該加算の算定対象となる指定共同生活援助事業所等については、医療連携体制加算（医療連携体制加算（Ⅵ）を除く。）の算定対象とはならないこと。 | 　適　・　否　・　該当なし* 看護職員配置加算　【70単位】
 | 報酬告示別表第15の1の4の3 |
| ９　高次脳機能障害者支援体制加算　　　　　【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十に定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のハに定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。 | 　適　・　否　・　該当なし　□ 　高次脳機能障害者支援体制加算　【　41単位】 | 報酬告示別表第15の1の4の4 |
| １０　ピアサポート実施加算【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 次の⑴から⑶までのいずれにも該当するものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、法第４条第１項に規定する障害者（以下この注及び２の４の６において単に「障害者」という。）又は障害者であったと市長が認める者（以下この注及び２の４の６において「障害者等」という。）である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を加算しているか。⑴　３の（３）の自立生活支援加算(Ⅲ)を算定していること。⑵　障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者として２名以上（当該２名以上のうち少なくとも１名は障害者等とする。）配置していること。⑶　⑵に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。 | 適　・　否　・　該当なし　□ 　ピアサポート実施加算　【　100単位】 | 報酬告示別表第15の1の4の5 |
| １１　退居後ピアサポート実施加算　　　　【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　次の⑴から⑶までのいずれにも該当するものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、障害者等である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を加算しているか。⑴　２の２の３の退居後共同生活援助サービス費又は２の２の４の退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していること。⑵　障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者として２名以上（当該２名以上のうち少なくとも１名は障害者等とする。）配置していること。⑶　⑵に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。  | 適　・　否　・　該当なし　□ 　退居後ピアサポート実施加算　【　100単位】 | 報酬告示別表第15の1の4の6 |
| １２　夜間支援等体制加算【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 事業所が次の条件に該当する体制をとっていると市長に届出している場合、１日につき所定単位数を加算しているか。ア　夜間支援等体制加算（Ⅰ）　　　夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。※夜間支援体制加算（Ⅰ）の要件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　夜間支援従業者の配置1. 夜間支援従業者が、当該加算対象の利用者が居住する共同生活住居に配置されていること。

（ただし、これにより難い特別な事情がある場合等で、適切な夜間支援体制が確保できるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。なお、夜間支援従事者が自宅にあって夜間支援を行う場合は、加算の対象としない。）　　(2) 夜間支援従業者が複数の共同生活住居に居住する利用者に夜間支援を行っている場合は、夜間支援従業者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に迅速に対応できるよう特別な連絡体制（非常警報装置、携帯電話等）が確保される必要があること。　　(3) １人の夜間支援従事者が支援できる利用者数　　　ア 複数の共同生活住居（5か所までに限る。）における夜間支援を行う場合は20人まで　　　イ　１か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合は30人までを上限　２　夜間支援従業者の勤務内容・勤務形態　　(1) 夜間支援従業者は、常勤・非常勤を問わないこと。また、夜間支援業務は外部に委託することも可能であること。（ただし、適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等の夜勤・宿直業務との兼務は加算の対象外。）　　　ただし、当該事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従業者の業務を兼務しても差し支えないものとする。1. 専従の夜間支援従業者が、利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間配置されていること。

　なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。　　(3) 夜間支援従業者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行い、夜間支援の内容を利用者ごとの共同生活援助計画に位置づける必要があること。(4) １人の夜間支援従業者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき１回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。イ　夜間支援等体制加算（Ⅱ）　　　宿宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（1）の夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定対象となる利用者については、算定しない。　※夜間支援体制加算（Ⅱ）の要件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　夜間支援従業者の配置夜間支援体制加算（Ⅰ）の要件１の規定を準用する。　２　夜間支援従業者の勤務内容・勤務形態　　(1) 夜間支援従業者は、常勤・非常勤を問わないこと。また、夜間支援業務は外部に委託することも可能であること。（ただし、適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等の夜勤・宿直業務との兼務は加算の対象外。）　　　ただし、当該事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従業者の業務を兼務しても差し支えないものとする。　　(2) 専従の夜間支援従業者が、利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間配置されていること。　　(3) 夜間支援従業者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行い、夜間支援の内容を利用者ごとの共同生活援助計画に位置づける必要があること。（Ⅰ型）(4) １人の夜間支援従業者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき１回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ウ　夜間支援等体制加算（Ⅲ）夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（1）の夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は（2）の夜間支援等体制加算（Ⅱ）の算定対象となる利用者については、算定しない。　※夜間支援体制加算(Ⅲ)型の要件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　夜間防災体制の内容警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定。なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。　２　常時の連絡体制の内容常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できる。　　(1)　携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合。　　(2)　事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合。　　　　　ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜間職員等、別途報酬等（報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算（Ⅲ）を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制の場合は加算の対象とはならない。なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に提示する必要があること。エ　夜間支援等体制加算（Ⅳ）夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し、共同生活住居（同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従業者を1名配置しているものに限る。以下（５）及び（６）において同じ。）を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。※夜間支援体制加算(Ⅳ)型の要件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　夜間支援従事者の配置(1)　当該加算による夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が１人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が２人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。(2)　当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。(3)　１人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。２ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態1. 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。

また、当該夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。(2)　夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の１の３の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。(3)　夜間支援従事者は、少なくとも１晩につき１回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。オ　夜間支援等体制加算（Ⅴ）　夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、夜間支援等体制加算（Ⅳ）の算定対象となる利用者については、加算しない。※夜間支援等体制加算(Ⅴ)型の要件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※夜間支援体制加算(Ⅴ)型の要件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　夜間支援従事者の配置(1)　夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が１人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の一部の時間帯に配置される必要があること。夜間及び深夜の一部の時間帯については、夜間支援従事者が午後10時から翌日の午前５時までの間において、少なくとも２時間以上の勤務時間がある場合に限り当該加算を算定できること。なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が２人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。(2)　当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。(3)　１人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。２　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態1. 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。

また、当該夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。(2)　夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の１の３の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。(3)　夜間支援従事者は、少なくとも１晩につき１回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。カ　夜間支援等体制加算（Ⅵ）　夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、夜間支援等体制加算（Ⅳ）又は夜間支援等体制加算（Ⅴ）の算定対象となる利用者については、加算しない。※夜間支援体制加算(Ⅵ)型の要件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　夜間支援従事者の配置 (1)　当該加算による夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が１人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が２人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。(2)　当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。(3)　１人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。２　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態(1) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。また、当該夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。(2)　夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の１の３の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。(3)　夜間支援従事者は、少なくとも１晩につき１回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回すること。また、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況ア　夜間支援体制加算（Ⅰ）(1)夜間支援対象利用者が２人以下 　　□　区分４以上　　　　　　　【　672単位】　□　区分３　　　　　　　　　【　560単位】　□　区分２以下　　　　　　　【　448単位】(2)夜間支援対象利用者が３人□　区分４以上　　　　　　　【　448単位】　□　区分３　　　　　　　　　【　373単位】　□　区分２以下　　　　　　　【　299単位】(3)夜間支援対象利用者が４人　 □　区分４以上　　　　　　　【　336単位】　□　区分３　　　　　　　　　【　280単位】　□　区分２以下　　　　　　　【　224単位】(4)夜間支援対象利用者が５人　 □　区分４以上　　　　　　　【　269単位】　□　区分３　　　　　　　　　【　224単位】　□　区分２以下　　　　　　　【　179単位】(5)夜間支援対象利用者が６人　　 □　区分４以上　　　　　　　【　224単位】　□　区分３　　　　　　　　　【　187単位】　□　区分２以下　　　　　　　【　149単位】(6)夜間支援対象利用者が７人　　　　　□　区分４以上　　　　　　　【　192単位】　□　区分３　　　　　　　　　【　160単位】　□　区分２以下　　　　　　　【　128単位】(7)夜間支援対象利用者が８人　□　区分４以上　　　　　　　【　168単位】　□　区分３　　　　　　　　　【　140単位】　□　区分２以下　　　　　　　【　112単位】(8)夜間支援対象利用者が９人　□　区分４以上　　　　　　　【　149単位】　□　区分３　　　　　　　　　【　124単位】　□　区分２以下　　　　　　　【　 99単位】(9)夜間支援対象利用者が10人以上□　区分４以上　　　　　　　【　135単位】　□　区分３　　　　　　　　　【　113単位】　□　区分２以下　　　　　　　【　 90単位】(10)夜間支援対象利用者が11人□　区分４以上　　　　　　　【　122単位】　□　区分３　　　　　　　　　【　102単位】　□　区分２以下　　　　　　　【 　81単位】(11)夜間支援対象利用者が12人□　区分４以上　　　　　　　【　112単位】　□　区分３　　　　　　　　　【 　93単位】　□　区分２以下　　　　　　　【 　75単位】(12)夜間支援対象利用者が13人□　区分４以上　　　　　　　【　103単位】　□　区分３　　　　　　　　　【　 86単位】　□　区分２以下　　　　　　　【　 69単位】(13)夜間支援対象利用者が14人□　区分４以上　　　　　　　【　 96単位】　□　区分３　　　　　　　　　【　 80単位】　□　区分２以下　　　　　　　【 　64単位】(14)夜間支援対象利用者が15人□　区分４以上　　　　　　　【 　90単位】　□　区分３　　　　　　　　　【　 75単位】　□　区分２以下　　　　　　　【　 60単位】(15)夜間支援対象利用者が16人□　区分４以上　　　　　　　【　 84単位】　□　区分３　　　　　　　　　【　 70単位】　□　区分２以下　　　　　　　【　 56単位】(16)夜間支援対象利用者が17人□　区分４以上　　　　　　　【　 79単位】　□　区分３　　　　　　　　　【 　66単位】　□　区分２以下　　　　　　　【 　53単位】(17)夜間支援対象利用者が18人□　区分４以上　　　　　　　【 　75単位】　□　区分３　　　　　　　　　【 　63単位】　□　区分２以下　　　　　　　【 　50単位】(18)夜間支援対象利用者が19人□　区分４以上　　　　　　　【 　71単位】　□　区分３　　　　　　　　　【 　59単位】　□　区分２以下　　　　　　　【 　47単位】(19)夜間支援対象利用者が20人□　区分４以上　　　　　　　【 　67単位】　□　区分３　　　　　　　　　【 　56単位】　□　区分２以下　　　　　　　【 　45単位】(20))夜間支援対象利用者が21人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）□　区分４以上　　　　　　　【 　64単位】　□　区分３　　　　　　　　　【 　53単位】□　区分２以下　　　　　　　【 　43単位】(21)夜間支援対象利用者が22人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）□　区分４以上　　　　　　　【 　61単位】　□　区分３　　　　　　　　　【 　51単位】□　区分２以下　　　　　　　【 　41単位】(22)夜間支援対象利用者が23人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）□　区分４以上　　　　　　　【 　58単位】　□　区分３　　　　　　　　　【 　48単位】□　区分２以下　　　　　　　【 　39単位】(23)夜間支援対象利用者が24人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）□　区分４以上　　　　　　　【 　56単位】　□　区分３　　　　　　　　　【 　47単位】□　区分２以下　　　　　　　【 　37単位】(24)夜間支援対象利用者が25人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）□　区分４以上　　　　　　　【 　54単位】　□　区分３　　　　　　　　　【 　45単位】□　区分２以下　　　　　　　【 　36単位】(25)夜間支援対象利用者が26人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）□　区分４以上　　　　　　　【 　51単位】　□　区分３　　　　　　　　　【 　43単位】□　区分２以下　　　　　　　【 　34単位】(26)夜間支援対象利用者が27人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）□　区分４以上　　　　　　　【 　50単位】　□　区分３　　　　　　　　　【 　42単位】□　区分２以下　　　　　　　【 　33単位】(27)夜間支援対象利用者が28人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）□　区分４以上　　　　　　　【 　48単位】　□　区分３　　　　　　　　　【 　40単位】□　区分２以下　　　　　　　【 　32単位】(28)夜間支援対象利用者が29人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）□　区分４以上　　　　　　　【 　46単位】　□　区分３　　　　　　　　　【 　38単位】□　区分２以下　　　　　　　【 　31単位】(29)夜間支援対象利用者が30人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）□　区分４以上　　　　　　　【 　45単位】　□　区分３　　　　　　　　　【 　38単位】□　区分２以下　　　　　　　【 　30単位】イ　夜間支援体制加算（Ⅱ）□　夜間支援対象利用者が４人以下 【　112単位】□　夜間支援対象利用者が５人　　 【 　90単位】　□　夜間支援対象利用者が６人　　 【 　75単位】 □　夜間支援対象利用者が７人　　 【 　64単位】□　夜間支援対象利用者が８人　 【 　56単位】□　夜間支援対象利用者が９人　　 【 　50単位】□　夜間支援対象利用者が10人 【 　45単位】□　夜間支援対象利用者が11人 【 　40単位】□　夜間支援対象利用者が12人　　【 　37単位】□　夜間支援対象利用者が13人 【 　34単位】□　夜間支援対象利用者が14人 【 　32単位】□　夜間支援対象利用者が15人 【 　30単位】□　夜間支援対象利用者が16人　 【 　28単位】□　夜間支援対象利用者が17人 　 【 　26単位】□　夜間支援対象利用者が18人 　 【 　25単位】□　夜間支援対象利用者が19人 　 【 　23単位】□　夜間支援対象利用者が20人 　 【 　22単位】□　夜間支援対象利用者が21人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 　21単位】□ 夜間支援対象利用者が22人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 　20単位】□　夜間支援対象利用者が23人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 　19単位】□ 夜間支援対象利用者が24人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 　18単位】□ 夜間支援対象利用者が25人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 　18単位】□ 夜間支援対象利用者が26人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 　17単位】□ 夜間支援対象利用者が27人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 　16単位】□ 夜間支援対象利用者が28人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 　16単位】□ 夜間支援対象利用者が29人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 　15単位】□ 夜間支援対象利用者が30人（夜間支援対象者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）【 　15単位】ウ □　夜間支援体制加算（Ⅲ） 　　 【 　10単位】エ　夜間支援体制加算（Ⅳ） 　　 □　夜間支援対象利用者が15人以下【 　60単位】 □　夜間支援対象利用者が16人　　【 　56単位】□　夜間支援対象利用者が17人　 【 　53単位】□　夜間支援対象利用者が18人　　【 　50単位】□　夜間支援対象利用者が19人 【 　47単位】□　夜間支援対象利用者が20人 【 　45単位】□　夜間支援対象利用者が21人　　【 　43単位】□　夜間支援対象利用者が22人 【 　41単位】□　夜間支援対象利用者が23人 【 　39単位】□　夜間支援対象利用者が24人 【 　37単位】□　夜間支援対象利用者が25人　 【 　36単位】□　夜間支援対象利用者が26人 　 【 　34単位】□　夜間支援対象利用者が27人 　 【 　33単位】□　夜間支援対象利用者が28人 　 【 　32単位】□　夜間支援対象利用者が29人 　 【 　31単位】□　夜間支援対象利用者が30人 　 【 　30単位】オ　夜間支援体制加算（Ⅴ）□　夜間支援対象利用者が15人以下【 　30単位】 □　夜間支援対象利用者が16人　　【 　28単位】□　夜間支援対象利用者が17人　 【 　26単位】□　夜間支援対象利用者が18人　　【 　25単位】□　夜間支援対象利用者が19人 【 　23単位】□　夜間支援対象利用者が20人 【 　22単位】□　夜間支援対象利用者が21人　　【 　21単位】□　夜間支援対象利用者が22人 【 　20単位】□　夜間支援対象利用者が23人 【 　19単位】□　夜間支援対象利用者が24人 【　 18単位】□　夜間支援対象利用者が25人　 【 　18単位】□　夜間支援対象利用者が26人 　 【　 17単位】□　夜間支援対象利用者が27人 　 【　 16単位】□　夜間支援対象利用者が28人 　 【　 16単位】□　夜間支援対象利用者が29人 　 【 　15単位】□　夜間支援対象利用者が30人 　 【 　15単位】カ　夜間支援体制加算（Ⅵ）□　夜間支援対象利用者が15人以下【 　30単位】 □　夜間支援対象利用者が16人　　【 　28単位】□　夜間支援対象利用者が17人　 【 　26単位】□　夜間支援対象利用者が18人　　【 　25単位】□　夜間支援対象利用者が19人 【　 23単位】□　夜間支援対象利用者が20人 【　 22単位】□　夜間支援対象利用者が21人　　【 　21単位】□　夜間支援対象利用者が22人 【 　20単位】□　夜間支援対象利用者が23人 【 　19単位】□　夜間支援対象利用者が24人 【 　18単位】□　夜間支援対象利用者が25人　 【 　18単位】□　夜間支援対象利用者が26人 　 【 　17単位】□　夜間支援対象利用者が27人 　 【 　16単位】□　夜間支援対象利用者が28人 　 【 　16単位】□　夜間支援対象利用者が29人 　 【 　15単位】□　夜間支援対象利用者が30人 　 【 　15単位】 | 報酬告示別表第15の1の5 |
| １３　夜勤職員加配加算　　　【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 【日中サービス支援型指定共同生活援助】　　　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置する夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 　適　・　否　・　該当なし□　夜勤職員加配加算　【149単位】 | 報酬告示別表第15の1の5の2 |
| １４　重度障害者支援加算【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 【介護サービス包括型】及び【日中サービス支援型】ア　重度障害者支援加算（Ⅰ）①平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のイの(1)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。　②重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びににこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のイの(2)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、平成１８年告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」五の二で定める者に対し、指定共同援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、さらに１日につき所定単位数に150単位を加算しているか。③重度障害者支援加算(Ⅰ)が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に500単位を加算しているか。④（２）の加算が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算しているか。※重度障害者支援加算（Ⅰ）の要件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　指定障害福祉サービス基準第208条第１項第２号又は第213条の４第１項第２号に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。　（例） 区分６の利用者が２人、区分５の利用者が２人入居する指定共同生活援助事業所　　・ 区分６：２人÷2.5＝0.8 人・ 区分５：２人÷４＝0.5 人　　・ 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数（常勤換算） 0.8 人＋0.5 人＝1.3 人　　→ 1.4 人以上の生活支援員を配置した場合に、この加算の対象となる。２　指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1 人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第二号）修了者（以下この⑭において「実践研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第一号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第二号）修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。　３　指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20％以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第三号）修了者（以下この⑭において「基礎研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第一号）修了者又は喀痰吸引等研修（第二号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第三号）修了者が配置されているものとみなす。　４　上記２及び３におけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。　（例） 指定共同生活援助事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が12 名の場合　　・上記（ウ）（ⅰ）の場合　　　12 名×20％＝2.4 名。よって、３名以上について研修を受講させる必要がある。　　イ　重度障害者支援加算（Ⅱ）③重度障害者支援加算（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のイの(2)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、平成１８年告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」五の二で定める者に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、加算しない。②重度障害者支援加算（Ⅱ）が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のイの(2)に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、平成18年告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」五の二で定める者に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、さらに１日につき所定単位数に150単位を加算しているか。③重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定共同助事業所について生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援は、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に400単位を加算しているか。④の加算が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所についでは、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算しているか。※重度障害者支援加算（Ⅱ）の要件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　指定障害福祉サービス基準第208 条第１項第２号又は第213条の４第１項第２号に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。２　指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち１人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、行動障害を有する利用者に係る支援計画シート等を作成すること者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。　３　指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20％以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者であること。　４　上記２及び３におけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、　　例えば、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること | 　適　・　否　・　該当なし算定状況ア　□　重度障害者支援加算（Ⅰ）　【360単位】イ　□　重度障害者支援加算（Ⅱ）　【180単位】 | 報酬告示別表第15の1の6 |
| １５　医療的ケア対応支援加算【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置するものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号の五の二に規定する厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、加算しない。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　看護職員を常勤換算方法で１以上配置している事業所において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定共同生活援助等を提供する場合に算定可能とする。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況□　医療的ケア対応支援加算　【120単位】 | 報酬告示別表第15の1の7 |
| １６　日中支援加　　算【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | ア　日中支援加算（Ⅰ）　　指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定共同生活援助事業所にあっては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合については、算定しない。※日中支援加算（Ⅰ）の留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　支援を行う場合には、当該支援の内容について、当該利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならない。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間（報酬告示第15 の１の３の２の人員配置体制加算を算定する際の勤務時間を含む。）には含めてならない。２　日中支援従事者は、世話人又は生活支援員以外の者であって、日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。ただし、別途報酬等（報酬告示第15の１の８のロの日中支援加算(Ⅱ)を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できない。イ　日中支援加算（Ⅱ）　　指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分2以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。　※日中支援加算（Ⅱ）の留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、共同生活援助計画等に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならない。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならない。ただし、日中サービス支援型指定共同生活事業所においては、指定障害福祉サービス基準第213条の４に規定する人員を確保する場合には、加算の算定に当たって生活支援員又は世話人の加配を要しない。２　日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所等に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えない。ただし、別途報酬等（報酬告示第15の１の８のイの日中支援加算(Ⅰ)を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できない。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況ア　日中支援加算（Ⅰ）　□　日中支援対象利用者が1人の場合　　　　【　539単位】　□　日中支援対象利用者が2人以上の場合　　【　270単位】イ　日中支援加算（Ⅱ）①日中支援対象利用者が1人の場合　□　区分４から区分６まで　　　　　　　　　【　539単位】　□　区分３以下　　　　　　　　　　　　　　【　270単位】②日中支援対象利用者が2人以上の場合　□　区分４から区分６まで　　　　　　　　　【　270単位】　□　区分３以下　　　　　　　　　　　　　　【　135単位】 | 報酬告示別表第15の1の8 |
| １７集中的支援加算【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | （１）集中的支援加算（Ⅰ）平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の一の二に定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。※　留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援（以下この⑰において「集中的支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととする。なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。ア 本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。イ 集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。(ｱ) 広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定共同生活援助事業所等のアセスメントを行うこと。(ｲ) 広域的支援人材と指定共同生活援助事業所等の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改　善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下⑰において「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね１月に１回以上の頻度で見直しを行うこと(ｳ) 指定共同生活援助事業所等の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援　　実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること(ｴ) 指定共同生活援助事業所等が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、　当該者への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること(ｵ) 当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携することウ 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。エ 集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。オ 指定共同生活援助事業所等は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払う（２）集中的支援加算（Ⅱ）平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の一の二に定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内期間に限り１日につき所定単位数を加算しているか。※　留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一定の体制を備えているものとして市長が認めた指定共同生活援助事業所等において、集中的支援が必要な利用者を他の事業所等から受け入れ、当該者に対して集中的支援を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととする。なお、本加算については、当該者が集中的支援を受けた後は、元の事業所等に戻ることを基本としているため、集中的支援の後に当該者が生活・利用する事業所等が確保されている必要がある。また、本加算を算定可能な指定共同生活援助事業所等の要件や手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。ア 他の事業所等から、集中的支援が必要な利用者を受け入れること。受入に当たっては、広域的支援人材等から当該者の状況や特性等の情報を把握するとともに、当該情報及びアセスメントを踏まえて個別支援計画の作成等を行うこと。イ 指定共同生活援助事業所等における実践研修修了者が中心となって、当該者への集中的支援を行うこと。集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。(ｱ) 広域的支援人材の支援を受けながら、㉓の㈠のイに規定する取組及び重度障害者支援加算の算定要件に適合する支援を行うこと。この場合において、集中的支援加算（Ⅰ）の算定が可能であること。(ｲ) 集中的支援実施計画において、当該者が集中的支援の後に生活・利用する予定の事業所等への支援の方針（当該者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等）を記載し、これに基づき当該事業所等への支援を広域的支援人材と連携して実施すること。ウ 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。エ 集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること | 適　・　否　・　該当なし算定状況* 集中的支援加算(Ⅰ)　　【 1,000単位】
* 集中的支援加算(Ⅱ) 　 【 　500単位】
 | 報酬告示別表第15の1の9 |
| １８　自立生活支援加算　　 【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　（１）自立生活支援加算（Ⅰ）居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が１月を超えると見込まれる利用者に限る。注３を除き、以下この２において同じ。）の退居に向けて、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型共同生活援助事業所の従業者が、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（以下この注１において単に「計画」という。）を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、計画の見直しを行った日の属する月から起算して６月以内の期間（当該利用者が退居した場合には、退居した日の属する月までの期間）に限り、１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が退居後に他の社会福祉施設等に入所することを希望している場合にあっては、算定していないか。※自立生活支援加算(Ⅰ)の要件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　対象者　　　介護サービス包括型共同生活援助又は外部サービス利用型共同生活援助の利用者のうち、居宅における単身等での生活を希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれるものであることから、以下に掲げる者については当該加算の対象とはならない。(ｱ) 当該共同生活住居において、引き続き生活支援を受け続けることを希望する者(ｲ) 事業所等の事情により退居を求める者(ｳ) 単身等での生活の希望や意思の表明が十分に確認できていない状況の者(ｴ) 他の共同生活援助事業所や社会福祉施設等への入所等を希望する者２　算定期間　　利用者の希望する単身等の生活に係る意向を確認した後に、サービス管理責任者が共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（以下この⑳において単に「計画」という。）の変更に係る会議を開催し、支援の方針や支援内容等について当該事業所の従業者に確認及び共有したうえで、変更後の計画の原案について利用者に同意を求め、変更後の計画を交付した月から６月間算定できる。３　留意事項　　当該加算の算定に当たっては、以下の内容を含む支援が提供される必要があり、漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて適切に提供されなければならないものである。(ｱ) 住居の確保に係る支援(ｲ) 生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言（ゴミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する。）(ｳ) 生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整（サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。）※算定に関するの留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、当該加算を算定しているものにおいて、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、１月に１回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に１月につき35単位を加算する。　　２　指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、当該加算を算定しているものが、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該利用者１人につき１月に１回を限度として、更に500単位を加算する。（２）自立生活支援加算（Ⅱ）居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者が、日中サービス支援型共同生活援助計画を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中２回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあっては、算定しない。※　留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１ 利用者の退居後 30 日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後１回を限度として加算を算定すること。　２ 当該加算は退居日に算定し、退居後の訪問相談については訪問日に算定すること。　３ 次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できない　　ア 退居して病院又は診療所へ入院する場合　　イ 退居して他の社会福祉施設等へ入所する場合　　ウ 死亡退去の場合　　エ 退居して他の共同生活援助等（日中サービス型、外部サービス型共同生活援助をいう。）を行う住居に入居する場合も算定できない。　４ 当該加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。　５ 当該加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。　　ア 退居後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助　　イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助　　ウ 退居する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助　　エ 住宅改修に関する相談援助　　オ 退居する者の介護等に関する相談援助　６ 退居前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退居後の訪問による相談援助を行えば当該支援について加算を算定できること。（３）自立生活支援加算（Ⅲ）居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のヘに定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定事業所が、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。※自立生活支援加算(Ⅲ)の要件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　対象者　　　　移行支援住居における一定期間の支援を受けた後に居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者であることから、以下に掲げる者については当該加算の対象とはならない。(ｱ) 単身等での生活の希望や移行支援住居の入居についての意思の表明が十分に確認できていない　　　　状況の者(ｲ) 他の共同生活援助事業所や社会福祉施設等への入所等を希望する者２ 移行支援住居共同生活住居のうち、利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援を実施することにより、当該住居の退居後に一人暮らし等へ移行することを目的としたものであり、その定員は２人以上７人以下とする。なお、定員以内であれば、サテライト型住居を含む複数の住居を１つの移行支援住居とすることができるものとする。移行支援住居には、指定障害福祉サービス基準の規定に基づき当該事業所置くべきサービス管理責任者とは別に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するサービス管理責任者を１人以上配置しなければならない。なお、当該サービス管理責任者については、当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。移行支援住居を設けた場合には、利用者の選択に資するため、原則として、インターネット等を活用して公表すべきものであること。３ 算定期間移行支援住居入居から３年とする。ただし、引き続き移行支援住居における支援が効果的であるであると市町村が認める者については、３年を超えて算定が可能である。なお、指定障害福祉サービス基準第210 条の２第３項の規定に基づき、指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際して、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならないことから、当該移行支援住居を退居後に、引き続き、他の共同生活住居等での支援が必要と認められる利用者に対しては、他の障害福祉サービス事業者を紹介するなど、適切な対応を行うこと。４ 留意事項当該加算の算定に当たっては、以下の内容を含む支援が提供される必要があり、漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて適切に提供されなければならないものである。(ｱ) 住居の確保に係る支援(ｲ) 生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言（ゴミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する。）(ｳ) 生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整（サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。）(ｴ) 協議会等への出席、居住支援法人や居住支援協議会等との連絡調整その他の関係機関との連携（４）平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十の二に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、（１）を算定しているものにおいて、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、１月に１回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に１月につき35単位を加算しているか。（５）指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、（１）を算定しているものが、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該利用者１人につき１月に１回を限度として、更に500単位を加算しているか。 | 　適　・　否　・　該当なし* 自立生活支援加算(Ⅰ) 　　　　　　　　【 1,000単位】
* 自立生活支援加算(Ⅱ) 　　　　　　　　【 　500単位】

自立生活支援加算(Ⅲ)* ⑴ 利用期間が３年以内の場合 　　　　　　【 80単位】
* ⑵ 利用期間が３年を超えて４年以内の場合 【 72単位】
* ⑶ 利用期間が４年を超えて５年以内の場合 【 56単位】
* ⑷ 利用期間が５年を超える場合 　　　　　【 40単位】
 | 報酬告示別表第15の2 |
| １９　入院時支援特別加算　【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　　家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第2の1、第6の1又は第10の1の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画、日中サービス支援型共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（共同生活援助計画等）に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。※算定に関する留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　「当該月の入院期間が３日以上７日未満の場合（加算額561単位）」を算定する場合は少なくと　　も１回以上、「当該月の入院期間が７日以上の場合（加算額1,122単位）」を算定する場合は少な　くとも２回以上、病院等を訪問する必要があること。　　また、入院期間７日以上の場合で、病院等への訪問回数が１回の場合は、561単位を算定すること。　２　入院期間が複数月にまたがる場合で、２月目において入院日数の合計が３日に満たない場合は、２月目は加算を算定しない。　　(例)　入院期間が10月20日から11月2日まで　　　　→・10月20日入院 　 本体報酬を算定　　　　　・10月21日～31日　 1,122単位(1回/月)を算定　　　　　・11月 1日　　　　　 算定なし　　　　　　・11月2日退院　　　 本体報酬を算定　３　病院又は診療所を訪問した従業者は、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。　４　この入院時支援特別加算は、「長期入院時支援特別加算」を算定する月については算定できない。　　　また、この場合において、最初の１月目で「長期入院時支援特別加算」を算定した場合であっても、１回の入院における２月目以降の月について、この入院時支援特別加算を算定することは可能であること。　５　共同生活援助サービス費（Ⅳ）、日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅳ）、報酬告示第15の１の２の注９に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費（Ⅴ）を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。 | 　　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が3日以上7日未満の場合　　【　 561単位】　□　当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が7日以上の場合　　　　　　【 1,122単位】 | 報酬告示別表第15の3 |
| ２０　長期入院時支援特別加算【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第2の1、第6の1又は第10の1の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画等に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、4の入院時支援特別加算が算定される月に算定しない。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　この長期入院時支援特別加算は、「入院時支援特別加算」を算定する月については算定できない。　　　また、この場合において、最初の１月目で「入院時支援特別加算」を算定した場合であっても、１回の入院における２月目以降の月について、この長期入院時支援特別加算を算定することは可能であること。　２　共同生活援助サービス費（Ⅱ）、日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ）、報酬告示第15の１の２の注６に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費（Ⅲ）を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。　３　長期入院時支援特別加算は、「長期帰宅時支援加算」と同一日に算定することはできない。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　指定共同生活援助事業所の場合　　　　 　【122単位】　□　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　【150単位】　□　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 　【 76単位】 | 報酬告示別表第15の3の2 |
| ２１　帰宅時支援加算　　　【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　　利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。※算定に関する留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　外泊期間が複数月にまたがる場合で、２月目において外泊日数の合計が３日に満たない場合は、２月目は加算を算定しない。　２　事業所は、外泊に伴う家族等との連絡調整、交通手段の確保等の支援を行う必要がある。　３　帰宅時支援加算は、「長期帰宅時支援特別加算」を算定する月については算定することはできない。この場合において、最初の１月目で「長期帰宅時支援加算」を算定した場合であっても、１回の外泊における２月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは可能であること。　４　共同生活援助への体験的な利用の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を利用する場合は算定できない。５　共同生活援助サービス費（Ⅱ）、日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ）、報酬告示第15の１の２の注６に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費（Ⅲ）を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が3日以上７日未満の場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【187単位】　□　当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合　　　　　　　　　　 　　【374単位】 | 報酬告示別表第15の4 |
| ２２　長期帰宅時支援加算【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。（継続して外泊している者にあっては、外泊した初日から起算して3月に限る。）ただし、5の帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。　※算定に関する留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　指定共同生活援助の従業者は、利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、利用者の居宅等における生活状況等を十分把握し、その内容について、記録しておくこと。また、必要に応じ個別支援計画の見直しを行うこと。　２　加算の算定に当たって、１回の外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大３月間まで算定が可能であること。また、２月目以降のこの加算の取扱いについては当該月の２日目までは、この加算は算定できないこと。　３　長期帰宅時支援加算は、「帰宅時支援加算」を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の１月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、１回の外泊における２月目以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。　４　長期帰宅時支援加算は、長期入院時支援特別加算と同一日に算定することはできない。５　共同生活援助サービス費（Ⅱ）、日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ）、報酬告示第15の１の２の注６に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費（Ⅲ）を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　指定共同生活援助事業所の場合　　　　　　　【　40単位】　□　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合【　50単位】　□　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所 【　25単位】 | 報酬告示別表第15の5 |
| ２３　地域生活移行個別支援特別加算【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の七のロ、七の二のロ又は八のイに定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（指定共同生活援助事業者等）が、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。　※施設基準（平18厚労告551・二の三）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　基準上配置すべき世話人又は生活支援員に加え、適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置する。　２　社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する職員を配置していること。　３　医療観察法に基づく通院中の者及び矯正施設から出所した障害者等の支援に関する研修を年１回以上行っていること。　４　保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センターとの協力体制が整っていること。※厚生労働大臣が定める者（H18厚労告示556・第9号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ア　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく入院によらない医療を受ける者イ　矯正施設からの出所に伴い保護観察所等から受入依頼を受けた者であって３年を経過していない者又はこれに準ずる者 | 　適　・　否　・　該当なし* 地域生活移行個別支援特別加算　【670単位】
 | 報酬告示別表第15の6 |
| ２４　精神障害者地域移行特別加算【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士等である従業者を1人以上配置するものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、共同生活援助計画等を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、7の地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定しない。※施設要件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所が定める運営規程において、主たる対象とする障害の種類に精神障害者を含む指定共同生活援助事業所等であること。　　また、当該事業所の従業者として、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を１人以上配置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するための体制を確保していること。※支援内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ア　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要す者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者である従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた共同生活援助計画等の作成　　イ　精神科病院との日常的な連携（通院支援を含む）　　ウ　対象利用者との定期及び随時の面談　　エ　日中活動の選択、利用、定着のための支援　　オ　その他必要な支援 | 　適　・　否　・　該当なし* 精神障害者地域移行特別加算　【300単位】
 | 報酬告示別表第15の6の2 |
| ２５　強度行動障害者地域移行特別加算　　　　【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のハ又は十七のハに定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のもののうち、平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十に定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。以下のいずれにも該当する指定共同生活援助事業所において、強度行動障害を有する者に対して個別支援計画に基づき、当該利用者の障害特性を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支援を行うものであること。(ア) 事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を１以上配置していること。(イ) 事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。※利用者の基準　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　行動関連項目合計点数が10点以上の者であって、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を体験的に利用する者であること。 | 　適　・　否　・　該当なし* 強度行動障害者地域移行特別加算　【300単位】
 | 報酬告示別表第15の6の3 |
| ２６　強度行動障害者体験利用加算【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のハ又は十七のハに定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十に定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。※対象者の要件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目について、算出した点数の合計が10点以上の者であって、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を体験的に利用する者であること。※施設要件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以下のいずれにも該当する指定共同生活援助事業所において、強度行動障害を有する者に対して個別支援計画に基づき、当該利用者の障害特性を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支援を行うものであること。(ア) 事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を１以上配置していること。(イ) 事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。※利用者の基準　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　行動関連項目合計点数が10点以上の者であって、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を体験的に利用する者であること。。 | 適　・　否　・　該当なし* 強度行動障害者体験利用加算　【400単位】
 | 報酬告示別表第15の6の4 |
| ２７　医療連携体制加算　　　　【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | イ　医療連携体制加算（Ⅰ）医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。ロ　医療連携体制加算（Ⅱ）医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。ハ　医療連携体制加算（Ⅲ）　医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している場合利用者については、算定しない。ニ　医療連携体制加算（Ⅳ）医療機関等との連携により、看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号の五の七に規定する厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。ホ　医療連携体制加算（Ⅴ）医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。ヘ　医療連携体制加算（Ⅵ）喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療的ケア対応支援加算又は医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定している場合にあっては、算定しない。※医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅵ）の留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。ア　指定短期入所事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。イ　看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。ウ　看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。エ　看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年３月31日付け保医発第0331002号厚生労働省保険局医療課長通知）を参照のこと。）２　看護職員１人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。ア　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。イ 医療連携体制加算（Ⅳ）における取扱い医療連携体制加算（Ⅳ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。ウ ア及びイの利用者数について、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。ト　医療連携体制加算（Ⅶ）平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のニ、十七のニ又は十八のロに定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。　※施設基準　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該指定共同生活援助事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を１名以上配置していること。２　看護師により２４時間連絡できる体制を確保していること。３　重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。　※医療連携体制加算（Ⅶ）の留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所等で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。したがって、（１）利用者の状態の判断や、指定共同生活援助事業所等の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。（２）看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該指定共同生活援助事業所等の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。（３）医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、・ 利用者に対する日常的な健康管理・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。また、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、看護師１人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とすること。なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　イ　□　医療連携体制加算（Ⅰ）　　　　　　　【 32単位】　ロ　□　医療連携体制加算（Ⅱ）　　　　　　　【 63単位】　ハ　□　医療連携体制加算（Ⅲ）　　　　　　　【125単位】　ニ　　　医療連携体制加算（Ⅳ）　　　□　看護を受けた利用者が１人　　　　　　【800単位】□　看護を受けた利用者が２人　　　　　　【500単位】□　看護を受けた利用者が３人以上８人以下【400単位】　ホ　□　医療連携体制加算（Ⅴ）　　　　　　　【500単位】ヘ　□　医療連携体制加算（Ⅵ）　　　　　　　【100単位】ト　□　医療連携体制加算（Ⅶ）　　　　　　　【 39単位】 | 報酬告示別表第15の7 |
| ２８　通勤者生活支援加算　　　【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 |  指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、就労移行支援、就労継続A型及びB型の利用者は除く。　　２　事業所は主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うこと。 | 　適　・　否　・　該当なし* 通勤者生活支援加算　【18単位】
 | 報酬告示別表第15の8 |
| ２９　障害者支援施設等感染症対策向上加算【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)以下のアからウのいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。　ア　第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。　イ　指定障害福祉サービス基準第212条の４（指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下このイにおいて「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。　ウ　医科診療報酬点数表の区分番号Ａ２３４－２に規定する感染対策向上加算（注２において「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注11及び区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加していること。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　障害者支援施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評価するものであること。　　　　　　２　障害者支援施設等において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも１年に1回以上参加し、指導及び助言を受けること。院内感染対策に関する研修又は訓練については、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の区分番号A234-2 に規定する感染対策向上加算（以下「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11 及び再診料の注15 に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンスや職員向けに実施する院内感染対策に関する研修及び訓練、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスを対象とする。　　　３　障害者支援施設は、施設入所者が新興感染症に感染した際に、感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしており、加算の算定にあたっては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。新興感染症発生時等の対応としては、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の要否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限る。また、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。なお、令和６年９月30 日までの間は、現に感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出　を行っている医療機関と連携することでも差し支えないものとする。　　　４　季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に障害者支援施　設等において流行を起こしやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入所者に対して適切に医療が提供される体制が構築されていること。障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ)医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、３年に１回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていることとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況* 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)　【　 10単位】
* 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ)　【 　5単位】
 | 報酬告示別表第15の8の2 |
| ３０　新興感染症等施設療養加算【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定共同生活援助等を行った場合に、１月に１回、連続する５日を限度として１日につき所定単位数を加算する。 | 適　・　否　・　該当なし□ 　新興感染症等施設療養加算　【　240単位】 | 報酬告示別表第15の8の3 |
| ３１　福祉・介護職員処遇改善加算　　　　　【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等３２　福祉・介護職員等特定処遇改善加算　　　　　【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 |  【令和6年5月31日まで算定】 平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十一に定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和6年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。　（１）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　　【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率　　　　　　　　※サービス別加算率　　　　　　　　　指定共同生活援助事業所及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、サービス別加算率（86／1000）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、サービス別加算率（150／1000）【加算要件】　　キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。（２）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率※サービス別加算率　　　　　　　　　指定共同生活援助事業所及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、サービス別加算率（63／1000）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、サービス別加算率（110／1000）【加算要件】　　キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件を満たすこと。（３）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率※サービス別加算率　　　　　　　　　指定共同生活援助事業所及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、サービス別加算率（35／1000）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、サービス別加算率（61／1000）【加算要件】　キャリアパス要件Ⅰまたはキャリアパス要件Ⅱのいずれかを満たし、職場環境等要件を満たすこと。【令和6年5月31日まで算定】平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定共同生活援助事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。（１）福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（19／1,000）【加算要件】　　配置等要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件、見える化要件の全てを満たすこと。※重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所にあたっては、配置等要件に関する加算が無いため配置等要件は不要とする（２）福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（16／1,000）　　【加算要件】　　処遇改善加算要件、職場環境等要件、見える化要件を全て満たすこと。※所定単位は、基本報酬及び各種加算（福祉・介護職員処遇改善加算等を除く）を算定した単位数の合計※加算の内容については、令和６年３月26日付け障障発0326 第４号、こ支障第86 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知を参照すること。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）適　・　否　・　該当なし算定状況□　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）□　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）単位数（サービス別基本単位数＋各種加減算単位数）×サービス別加算率 | 報酬告示別表第15の9報酬告示別表第15の10 |
| ３３　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 |  【令和6年5月31日まで算定】平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十二の二に適合しているに適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（26／1,000）【加算要件】　　処遇改善加算要件を満たすこと。※所定単位は、基本報酬及び各種加算（福祉・介護職員処遇改善加算等を除く）を算定した単位数の合計※加算の内容については、令和６年３月26日付け障障発0326 第４号、こ支障第86 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知を参照すること。 | 適　・　否　・　該当なし単位数（サービス別基本単位数＋各種加減算単位数）×サービス別加算率 | 報酬告示別表第15の11 |
| ３４　福祉・介護職員等処遇改善加算　　　【関係書類】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 |  【令和6年6月1日より算定】平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十一に定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。ア　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率　　　　　　　　※サービス別加算率　　　　　　　　　指定共同生活援助事業所及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、サービス別加算率（147／1000）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、サービス別加算率（211／1000）【加算要件】　　キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率※サービス別加算率　　　　　　　　　指定共同生活援助事業所及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、サービス別加算率（144／1000）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、サービス別加算率（208／1000）【加算要件】　　キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件を満たすこと。ウ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率※サービス別加算率　　　　　　　　　指定共同生活援助事業所及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、サービス別加算率（128／1000）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、サービス別加算率（192／1000）【加算要件】　キャリアパス要件Ⅰまたはキャリアパス要件Ⅱのいずれかを満たし、職場環境等要件を満たすこと。エ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率※サービス別加算率　　　　　　　　　指定共同生活援助事業所及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、サービス別加算率（105／1000）外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、サービス別加算率（152／1000）【加算要件】　キャリアパス要件Ⅰまたはキャリアパス要件Ⅱのいずれかを満たし、職場環境等要件を満たすこと。　【令和6年6月1日から令和7年3月31日まで算定】令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(14)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 加算率（％） | 対応する現行３加算の区分 |
| 介護サービス包括型 | 日中サービス支援型 | 外部サービス利用型 | 福祉・介護職員処遇改善加算 | 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 |
| Ｖ（１） | 12.1 | 12.1 | 18.5 | Ⅰ | Ⅰ | なし |
| Ｖ（２） | 12.4 | 12.4 | 17.1 | Ⅱ | Ⅰ | あり |
| Ｖ（３） | 11.8 | 11.8 | 18.2 | Ⅰ | Ⅱ | なし |
| Ｖ（４） | 12.1 | 12.1 | 16.8 | Ⅱ | Ⅱ | あり |
| Ｖ（５） | 9.8 | 9.8 | 14.5 | Ⅱ | Ⅰ | なし |
| Ｖ（６） | 9.5 | 9.5 | 14.2 | Ⅱ | Ⅱ | なし |
| Ｖ（７） | 9.6 | 9.6 | 12.2 | Ⅲ | Ⅰ | あり |
| Ｖ（８） | 10.2 | 10.2 | 16.6 | Ⅰ | なし | なし |
| Ｖ（９） | 9.3 | 9.3 | 11.9 | Ⅲ | Ⅱ | あり |
| Ｖ（10） | 7.0 | 7.0 | 9.6 | Ⅲ | Ⅰ | なし |
| Ｖ（11） | 7.9 | 7.9 | 12.6 | Ⅱ | なし | なし |
| Ｖ（12） | 6.7 | 6.7 | 9.3 | Ⅲ | Ⅱ | なし |
| Ｖ（13） | 7.7 | 7.7 | 10.3 | Ⅲ | なし | あり |
| Ｖ（14） | 5.1 | 5.1 | 7.7 | Ⅲ | なし | なし |

※所定単位は、基本報酬及び各種加算（福祉・介護職員処遇改善加算等を除く）を算定した単位数の合計※加算の内容については、「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月26日　障障発0326第4号、こ支障第86号　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照すること。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）適　・　否　・　該当なし算定状況□　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１）□　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２）□　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３）□　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４）□　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５）□　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６）□　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７）□　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８）□　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９）□　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）□　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）□　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）□　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）□　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14） | 報酬告示別表第15の9の注１報酬告示別表第15の9の注２ |